長泉町シニアクラブ連合会役員費用弁償支給規程

第１条（目的）

この規程は、長泉町シニアクラブ連合会の役員に対する費用弁償の支給基準に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第２条（適用）

この規程を適用する役員は、会長、副会長、友愛部副部長、常任理事、友愛部役員とする。

第３条（費用弁償の額）

第２条の役員には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。

２　費用弁償の額は、次の表のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 役　職　名 | 年　額 |
| 会　長 | ２５，０００円 |
| 副会長  （総務・友愛・健康・会計・プラスワン） | ２０，０００円 |
| 友愛部副部長 | １５，０００円 |
| 常任理事 | ３，０００円 |
| 友愛部役員 | ２，０００円 |

第４条（諸会議等の出席費用）

国・県等関連団体の諸会議等に出席する職務のために特別の経費を必要とする場合には、その実費費用を支給することができるものとする。ただし、国・県等関連団体から諸会議等に出席するための実費費用が支給される場合は支給しない。

第５条（費用弁償等の支払）

　この規程に基づく費用弁償等は、現金で支払うものとする。ただし、申出があったときは費用弁償等の全部又は一部を口座振替の方法により支払うことができる。

第６条（費用弁償等の減額）

費用弁償等の額は、職務の執行状況により全部又は一部につき減額することができる。

第７条（委任）

この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の同意を得て会長が別に定める。

附　則

この規程は、平成２７年４月２７日から施行する。

この規程は、令和２年２月３日から施行する。